

平成 28 年 3 月 18 日
危険物等事故防止対策情報連絡会

危険物等に係る事故防止対策の推進について（案）

1 背景及び目的

平成 14 年より開催している「危険物等事故防止対策情報連絡会（以下「連絡会」）」において策定した「危険物事故防止に関する基本方針（平成 15 年 5 月 27 日危険物等事故防止対策情報連絡会。以下「基本方針」という。）」に基づき、事故防止に向けた取組を続けているが、危険物施設の火災・流出事故件数は、平成 6 年頃を境に増加傾向に転じ、平成 19 年をピークにその後ほぼ横ばいの状況となっており、現状では基本方針に掲げられた目標（事故の件数及び被害を平成 6 年頃のレベル以下に減らす）は達成できていない（注 1）。そこで、より効果的な取組とするため、以下の取組を平成 28 年度から実施することとする。なお、平成 15 年度に策定した基本方針は廃止することとする。

（注 1）事故による被害（死傷者数及び損害額）は平成 6 年前後と平成 26 年前後で大きな差がない。

2 連絡会の充実・強化

（1）委員

人的要因に起因する事故の低減に資するため、人間工学・失敗学・心理学等の専門分野の有識者を連絡会の委員に追加する。なお、平成 27 年度から、関係省庁との連携強化のため、厚生労働省及び経済産業省にオブザーバとして参画していただいている。

（2）開催時期

単年度に 2 回の開催とし、概ね半年ごとに開催する。

3 事故防止対策の目標等

連絡会会員の意見等を踏まえ、「危険物等に係る重大事故（注 2）の発生を防止すること」を事故防止対策の目標とする。

なお、消防庁においては、重大事故を含む様々な事故の原因を掘り下げるための詳細分析や現地調査を行うことにより、教訓や予防策を明らかにするとともに、重大事故の発生件数の推移等からその効果を検証していく。また、軽微な事故が多数発生するうちに重大事故も発生するという考え方（ハインリッヒの法則）を踏まえ、軽微な事故（注 3）の発生を防止する取組についても検討する。

連絡会会員は、所管する業界等の業態・実態に応じた事故防止対策を推進することとし、重大事故が発生していない場合であっても、軽微な事故の発生を防止する取組の検討等を実施する。

（注 2）事故の深刻度を考慮した統計分析（CCPS法）で 9 ポイント以上となる事故
（注 3）CCPS分析の結果に基づき、事故の深刻度を 5 つのレベルに分けたとき、深刻度が最も低いレベル 5 に該当する事故

4 都道府県及び消防本部への周知

消防庁は、上記3の事故防止対策の目標を達成するため、都道府県及び消防本部との情報共有及び問題意識の共有を推進する。

- 消防庁は、都道府県別の危険物に係る事故の発生状況を公表する。都道府県は、都道府県別の事故発生状況や危険物施設の態様を踏まえて、事故防止に係る取組を積極的に実施する。
- 危険物事故防止ブロック会議において、都道府県、政令市消防本部及び同会議に参加する消防本部から、新たに都道府県毎の事故発生状況や危険物施設の業態・態様を踏まえた事故防止に係る取組について報告してもらうこととし、良好事例等を広く情報共有する。
- 各都道府県の代表消防本部及び参加を希望する消防本部にも、危険物事故防止ブロック会議に参加してもらい、消防機関から現場の声をより幅広く吸い上げるとともに、事故防止対策等の情報を共有する（注4）。
- 消防庁は、危険物事故防止ブロック会議の結果を都道府県及び消防本部に周知することにより、都道府県及び消防本部の取組の活性化を促す。

（注4）現在は、開催地である都道府県の代表消防本部と開催ブロック（北海道・東北ブロックなど全国6ブロック）内の政令指定都市消防本部が参加しており、開催地以外の都道府県の代表消防本部は参加していない。

※ 事故防止対策の目標の達成に向けた具体的な実施方法については、別紙1のとおり。事故防止対策の推進に関する年間スケジュールは別紙2のとおり。

以上

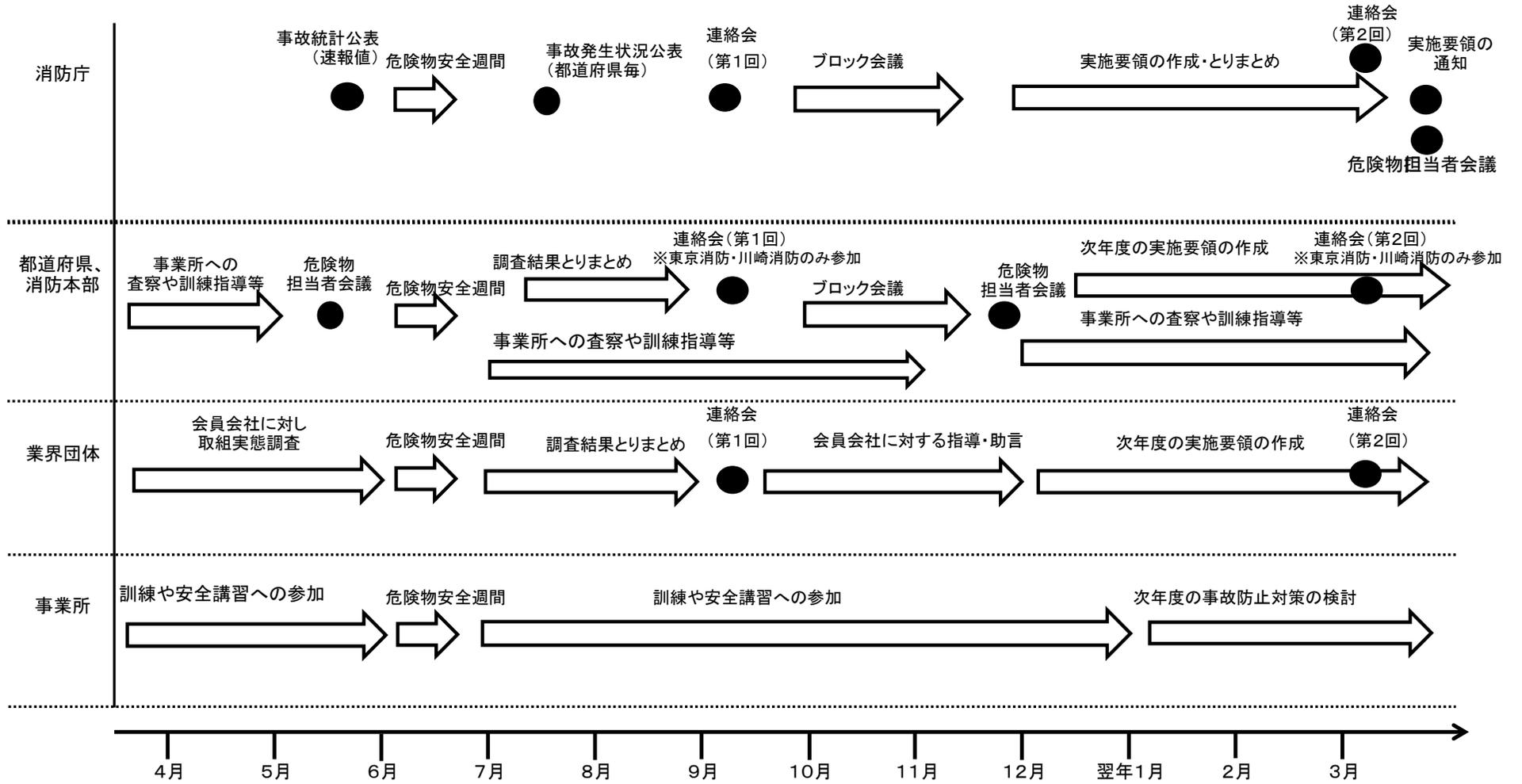
平成 28 年 3 月 18 日
危険物等事故防止対策情報連絡会

事故防止対策の目標の達成に向けた具体的な実施方法について（案）

- 1 官民一体となって危険物等に係る事故防止を推進するため、年度毎に、連絡会会員は、「危険物等に係る事故防止対策の推進について（平成 28 年 3 月 日危険物等事故防止対策情報連絡会決定）」に掲げられた目標を踏まえて、それぞれの役割や実情を勘案し、特に重要と考えられる実施事項をとりまとめ、危険物等事故防止対策実施要領（以下「実施要領」という。）として危険物等事故防止対策情報連絡会（以下「連絡会」という。）に報告する。
- 2 都道府県、消防関係行政機関、個々の事業所及び関係諸所等（以下「個別事業所等」という。）は、当該分野の実施要領を踏まえつつ、事故防止対策を自主的かつ積極的に実施する。
- 3 連絡会会員は、中間及び期末の実施結果をとりまとめ、連絡会に報告する。
- 4 連絡会においては、これらの結果等に基づき危険物等に係る事故防止に関する全体的な見直し及び検討を行い、次年度の実施要領に反映する。
- 5 連絡会会員は、個別事業所等に対し、実施要領及び連絡会の実施結果について周知を図る。

以上

事故防止対策の推進に関する年間スケジュール(案)



平成 28 年度 危険物等事故防止対策実施要領

危険物等事故防止対策情報連絡会

1 推進期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

2 重要と考えられる実施事項及びその具体的内容

重要と考えられる実施事項及びその具体的内容は別添 1 のとおり。なお、平成 28 年度に実施予定の取組事例のうち、参考となる主な事例を以下に示す。

- ・ 保安全管理、事故対策などの経験を持つ O B による講演会を年 2 回工場地区で行い若手管理職の気付きの機会とする。
- ・ 経営トップが安全・事故防止に対する強い意識を持ち、経営方針や社長コメント社達等、各種メッセージを通じ、「安全は全てに優先する」との方針を社内外に積極的に発信する。
- ・ 「業種固有の危険性評価方法（チェックリスト方式）」等を教材として事業所等を対象とした研修会を実施する。

3 事故防止対策を実施するうえでの留意事項

危険物等に係る重大事故（注 2）の発生を防止するためには、「業種を超えた事故の情報の共有」を図るとともに、事業者が「危険物等事故防止安全憲章」及び「石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議報告書」の内容や東日本大震災の状況を踏まえ、自らの事態、体制等に応じた安全確保方策を確立することが重要であることに鑑み、下記の事項に留意して事故防止対策を講ずる必要がある。

また、平成 6 年から平成 25 年までに、危険物施設において発生した火災及び流出事故の傾向について分析を実施した結果、別添 2 のような傾向が見られることから、これらの傾向に十分留意し、有効と思われる対策を継続的に進めていくことが重要である。

（注 2）事故の深刻度を考慮した統計分析（CCPS法）で 9 ポイント以上となる事故

○ 保安教育の充実による人材育成・技術の伝承

装置の設計思想及びマニュアルの手順の背景にある原理原則の理解（know-why）の促進によるリスクアセスメントや、リスクに気づく感性のある人材、事故を見据えた設備等の定期点検及び日常点検を行う人材、安全推進の中核となる人材等を計画的に育成するため、保安教育を充実させるとともに、保安に関する知識・技術の伝承を徹底するため、過去の事故事例や良好事例の共有、実効性が見込まれるそれらの活用方策の確立、その他火災等の模擬体験、外部機関を活用した教育等を行うことが重要。

○ 想定される全てのリスクに対する適時・適切な取組

社内外の事故情報や安全対策情報を収集し保安対策に活用するとともに、コミュニケーションや情報共有を通じて、運転部門、保全部門、設計部門等の各部門間における連携を強化することにより、適時・適切な運転、保全等を図ることが重要。

また、現場における適切な安全管理の枠組の構築、さらには、非定常作業時、設備等の経年劣化も踏まえた点検、整備時等をも想定したリスクアセスメントを適時徹底して行い、リスクに対して適切に対応するとともに、残存リスクの認識とそれらに対する適切なマニュアルや体制を整備し、危険物の流出事故等を未然に防ぐことが重要。

○ 企業全体の安全確保に向けた体制作り

経営層が協力会社も含めた現場とのコミュニケーションを強化し、現場作業からの情報を積極的に収集するとともに、保安に対する強い意識を持ち、安全優先の方針を社内に発信することにより、現場で必要とされる安全確保方策が適切に実施される体制を整備することが重要。

また、ヒヤリハット事例等の検討、必要に応じて第三者による客観的な評価や社外との情報交換等を活用することにより、多角的かつ継続的に安全確保方策の充実に努めることが重要。

○ 地震・津波対策の推進

地震想定や津波想定を踏まえたハード面及びソフト面双方における地震・津波対策の再検証を行うとともに、被害を最小限にするため、また、被害の確認・応急措置、臨時的な対応、復旧対応等を適切に実施することができるよう、平常時から、事前計画の作成や訓練等を通じた習熟度の向上を図ることが重要。

4 危険物関係業界における過去の取組事例（参考）

平成 27 年度に危険物関係業界が実施した取組事例は別添 3 のとおりであり、そのうち、参考となる主な事例を以下に示す。

- ・ 海外保険会社による「最近の海外事故事例の紹介と海外リスクエンジニアから見た日本のプロセス安全管理」という演目の講演会を開催した。
- ・ 保安トップメッセージビデオ制作によるトップの姿勢の社内外への PR。
- ・ 設計段階からのリスクアセスメントとして、メーカーと連携し、異常時でも設備が安全状態に向かう思想（フェールセーフ）の織り込み等を徹底した。また、運転面でも、運転シミュレータを活用した事故処置訓練等、各種訓練を通じ、稀頻度事故・重大事故を想定したリスクアセスメントを実施した。

以上

「平成28年度事故防止対策実施要領」

団体名	消防庁
重要と考 えられる 実施事項	<p>1 事故の原因を掘り下げる詳細分析等による製造所等の火災対策及び流出事故対策を推進する方策の検討</p> <p>2 上記 1 の詳細分析等による軽微な事故の発生を抑制する方策の検討（重大事故への発展防止）</p>
具体的な 実施内容	<p>1 事故の原因を掘り下げる詳細分析等による製造所等の火災対策及び流出事故対策を推進する方策の検討</p> <p>(1) 事故の深刻度を考慮した統計分析（CCPS法）の実施</p> <p>(2) 重大事故が発生した事業所に対する訪問調査及び詳細分析の実施</p> <p>(3) 上記(1)(2)の結果を踏まえた、製造所及び一般取扱所を重点対象とした火災事故対策を推進する方策の検討</p> <p>(4) 上記(1)(2)の結果を踏まえた、一般取扱所、屋外タンク貯蔵所、及び給油取扱所を重点対象とした流出事故防止対策を推進する方策の検討</p> <p>2 上記 1 の詳細分析等による軽微な事故の発生を抑制する方策の検討（重大事故への発展防止）</p> <p>(1) 事故の深刻度を考慮した統計分析（CCPS法）の実施</p> <p>(2) 重大事故に発展する可能性のあった軽微な事故が発生した事業所に対する訪問調査及び詳細分析の実施</p> <p>(3) 上記(1)(2)の結果を踏まえた、軽微な事故の発生を抑制する方策の検討</p>
その他	<p>1 都道府県別の危険物に係る事故の発生状況を公表し、その情報を踏まえて都道府県が事故防止対策を積極的に実施することを促す。</p> <p>2 危険物事故防止ブロック会議において、都道府県、政令市消防本部及び同会議に参加する消防本部から、新たに都道府県毎の事故発生状況や危険物施設の業態・態様を踏まえた事故防止に係る取組について報告してもらうこととし、良好事例等を広く情報共有する。</p> <p>3 各都道府県の代表消防本部及び参加を希望する消防本部にも、危険物事故防止ブロック会議に参加してもらい、消防機関から現場の声をより幅広く吸い上げるとともに、事故防止対策等の情報を共有する。</p> <p>4 危険物事故防止ブロック会議の結果を都道府県及び消防本部に周知することにより、都道府県及び消防本部の取組の活性化を促す。</p> <p>5 平成27年中の危険物に係る事故の概要の公表</p> <p>6 危険物安全週間（6月第2週）を通じた広報</p> <p>7 石油コンビナート等災害防止3省連絡会議による関係省庁との連携</p>